

令和2年7月30日

第101回 神戸市個人情報保護審議会

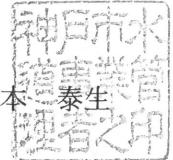
国勢調査の円滑かつ正確な実施のための  
行政データの利用等について

(企画調整局)

水お第 309 号  
令和 2 年 7 月 27 日

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西村 裕三 様

神戸市水道事業管理者 山本 泰生



諮問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

国勢調査における水道使用者情報の提供について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：水道局お客さまサービス課

国勢調査における水道使用者情報の提供について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

神戸市内に存する、業態が家事用\*・店舗付き住宅\*・共用家事用\*かつ、調査期日時点で水道開栓中の水道使用者に係る下記の情報

ただし、上記調査期日前2か月間の請求分の請求情報について使用実績がないものを除く

記

【水道使用者情報】

- ・水栓所在地（建物名、部屋番号を含む）

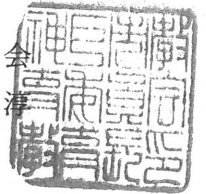
\* 語句説明

- ・家事用 : 住宅で生活用水として使用するもの
- ・店舗付住宅 : 店舗付住宅で生活用水にのみ使用するもの  
(店舗に給水装置があっても、給水栓が1栓程度であり、生活用水にのみ使用するものを含む)
- ・共用家事用 : 住宅において生活用水として2戸以上で共用するもの

教委経第1502号  
令和2年7月28日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市教育委員会  
教育長 長田 洋



諮問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

国勢調査に対する神戸市教育情報基盤サービスにおける校務支援システムの  
データ提供について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課

国勢調査に対する神戸市教育情報基盤サービスにおける校務支援システムの  
データ提供について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

調査期日時点で、校務支援システムに登録されている神戸市内在住の全児童・生徒の下記  
情報

ただし、上記システムに登録されている者のうち配慮を要する児童・生徒は除く

記

【校務支援システム登録情報】

- ・校務支援システム個人番号
- ・世帯番号
- ・住所
- ・保護者住所
- ・氏名
- ・保護者氏名

神建住管第 1664 号

令和 2 年 7 月 27 日

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

国勢調査における市営住宅総合管理システム登録情報の利用について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：建築住宅局住宅管理課

国勢調査における市営住宅総合管理システム登録情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

調査期日時点で、市営住宅総合管理システムに登録されている神戸市営住宅に居住している者の下記情報

記

【市営住宅総合管理システム登録情報】

- ・住所
- ・部屋番号
- ・氏名（入居登録者全員）

神企企第 1088 号  
令和 2 年 7 月 27 日

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

国勢調査の円滑かつ正確な実施のための行政データの利用等について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：企画調整局企画課



国勢調査の円滑かつ正確な実施のための行政データの利用等について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【住民基本台帳情報】

- ・ 区
- ・ 住所
- ・ 氏名
- ・ 性別
- ・ 国籍
- ・ 生年月日
- ・ 世帯番号
- ・ 続柄

【水道使用者情報】

- ・ 水栓所在地（建物名、部屋番号を含む）

【校務支援システム登録情報】

- ・ 校務支援システム個人番号
- ・ 世帯番号
- ・ 住所
- ・ 保護者住所
- ・ 氏名
- ・ 保護者氏名

【市営住宅総合管理システム登録情報】

- ・ 住所
- ・ 部屋番号
- ・ 氏名（入居登録者全員）

【地図上の位置情報】

- ・ 座標値（緯度・経度）

## 国勢調査の円滑かつ正確な実施のための行政データの利用について

### 1. 趣旨

国勢調査とは、統計法に定める基幹統計調査として、同法第5条第1項\*の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査であり、国及び地方公共団体における各種行政施策その他基礎資料を得ることを目的とする。

国勢調査は、総務大臣から任命される非常勤の公務員として活動する統計調査員が、世帯を訪問し、調査票を配布・回収することにより実施される。

しかしながら、近年の単身・共働き世帯の増加やプライバシー意識の高まりから、世帯を訪問しても調査対象を捕捉できない事例が増加している。さらには従来、調査員の多くを占めた自治会、婦人会等の地元組織の者は、高齢化の影響から減少し、調査区域に精通していない調査員は増加しており、調査の円滑な実施は年々、困難なものとなっている。前回調査の際には、国勢調査人口は住民基本台帳人口を下回り、他都市と比較しても調査精度の低下が懸念される。

こうした背景から、本市が保有する行政データの提供を受け、調査対象の正確な捕捉、記入不備の調査票の補記、聞き取り調査票（国勢調査令第9条第2項\*）の作成に利用し、調査の円滑かつ正確な実施、調査精度の向上を図りたい。

なお、国勢調査は同法第5条第2項\*の規定に基づき、5年ごとに実施することから、今後の国勢調査においても同様な取り扱いとしたい。

#### \*統計法第5条第1項

総務大臣は、本邦に居住している者として政令で定める者について、人及び世帯に関する全数調査を行い、これに基づく統計を作成しなければならない。

#### \*統計法第5条第2項

総務大臣は、前項に規定する全数調査（以下「国勢調査」という。）を十年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならない。ただし、当該国勢調査を行った年から五年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を行い、国勢統計を作成するものとする。

#### \*国勢調査令第9条第2項

世帯員不在等の事由により前項に規定する方法による調査を行うことができないときは、国勢調査員等が当該世帯の世帯員以外の者に質問し、これに基づいて調査票に記入する方法により国勢調査を行うことができる。

## 2. データ利用方法

### (1) データの流れ

- ① 企画課職員は行政データを管理する各所管課の執務室を訪問し、それぞれの業務システムより抽出した個人情報を、持参した PC 統合管理システム制御下にある事務処理用 PC(\*1)で、全庁ファイルサーバ(\*2)内のプロジェクトフォルダへ保存する。
- ② 企画課職員は①で保存した個人情報をそれぞれ結合し、又は住所情報を庁内 GIS（地理情報システム）にて位置情報に変換したうえで地図へ落とし込み、効率的に確認する。編集後の個人情報も同様に全庁ファイルサーバのプロジェクトフォルダへ保存する。
- ③ 企画課職員は事務処理用 PC を使用して全庁ファイルサーバ内の情報を検索のうえ、閲覧し、聞き取り調査票データの作成と調査票の補記を行う。
- ④ 聞き取り調査票データ(\*3)は、LGWAN 回線を通じて事務処理用 PC で総務省のシステムへ送信する。

※1 類型答申「PC 統合管理システム登録パーソナルコンピュータでの事務処理用ソフトウェアの使用」

※2 類型答申「全庁ファイルサーバにおける個人情報の電子計算機処理」

※3 条例第 35 条第 1 項の規定により、統計法第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第 52 条第 1 項に規定する個人情報については、条例の規定を適用しない。

### (2) 利用効果

#### ① 調査対象の捕捉

行政データから調査対象の所在を確認し、調査票の配布及び回収漏れを防止する。

#### ② 聞き取り調査の実施

調査員が空き家と判断した住居及び調査票未提出世帯は、行政データによる居住状況確認をもって聞き取り調査とし、統計調査の精度向上を図る。

#### ③ 調査票の補記

国の事務処理通知に基づき調査票の補記を行う際に、電子データによる検索・閲覧をすることで作業効率の向上を図る。

### 3. 処理件数

- ・水道利用者情報 約 81 万件
- ・校務支援システム登録情報 約 11 万件
- ・市営住宅総合管理システム登録情報 約 5 万件
- ・住民基本台帳情報 約 162 万件

### 4. スケジュール（令和 2 年国勢調査の場合）

令和 2 年 10 月 1 日 調査期日（午前 0 時現在を基準）

10 月上旬 各所管課より個人情報の提供を受け、全庁ファイルサーバに保存。

10 月上旬～11 月中旬頃

企画課において個人情報の編集。

11 月下旬～令和 3 年 2 月中旬

企画課において情報閲覧のうえ聞き取り調査票の作成、補記作業、要計表入力。

令和 3 年 2 月下旬 総務省に調査票、要計表を提出

なお、国勢調査は同法第 5 条第 2 項の規定に基づき、5 年ごとに実施することから、今後の国勢調査においても同様の取り扱いとしたい。

### 5. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき以下のとおり厳格に対処する。

#### (1) システム上の保護

- ① PC 統合管理システム導入端末機を使用し、ID カード（職員証）による個人認証及びパスワード設定を行う。
- ② 当該システム導入端末機には、コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入した PC 統合管理システムの端末機を利用することにより、常に最新のウイルス定義に更新し、コンピュータウイルス等に感染することを防止する。

#### (2) 運用上の保護

- ① 端末機は、未使用時は常に施錠管理する。
- ② 端末機のパスワードは、十分な長さとし文字列は想像しにくいものにする。
- ③ データを保存した全庁ファイルサーバ内のプロジェクトフォルダの閲覧は、企画課の当該業務に従事する職員に限定する。

- ④ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実かつ速やかに廃棄する。
- ⑤ 端末機内のデータ、及び、全庁ファイルサーバ内のプロジェクトフォルダに保存したデータは、保存年限を経過した後速やかに消去する。
- ⑥ 個人情報の適切な取り扱いを確保するために、セキュリティに関するマニュアルを整備し、関係職員に対して必要な指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

■ 国勢調査の円滑かつ正確な実施のための行政データの利用について

